

山梨県公報

第二千六百七十二号

平成二十九年

二月十三日

月曜日

目次

○道路の区域変更	三九
○道路の供用開始	三九
○換地処分の実施	三九
○公共測量の実施(二件)	三九
○公共測量の終了	四〇

告示

山梨県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年三月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十九年二月十三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 道路の種類 県道
- 路線名 大月上野原線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
上野原市野田尻字山崎九一 一 番一 地先から 上野原市野田尻字山崎九六一 番一 地先まで	旧	一四・五	七三・五
	新	一五・九	七三・五

山梨県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十九年三月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十九年二月十三日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	駒ヶ岳公園線	北杜市白州町白須字堰口官有無番地先から 北杜市白州町白須字中村一六一番一 地先まで	二四〇・九	平成二十九年二月十六日

公告

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(藤笠地区藤笠第一一工区)の換地処分を平成二十九年二月七日実施した。
平成二十九年二月十三日

山梨県知事 後 藤 斎

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十九年二月十三日

山梨県知事 後 藤 斎

- 測量の種類 公共測量(道路台帳作成)
 - 測量の地域 山梨市の一部
 - 測量の期間 平成二十九年一月二十五日から同年三月二十二日まで
- 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）

二 測量の地域 南アルプス市の一部

三 測量の期間 平成二十九年二月二日から同月二十八日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 甲府市の一部

三 測量の期間 平成二十八年八月二十二日から平成二十九年一月三十一日まで